

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

セントラル短資株式会社（証券コード：－）

【据置】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的
短期発行体格付	J－1

■ 格付事由

- (1) 国内短資 3 社の一角。01 年 4 月に名古屋短資、日本短資、山根短資が合併して誕生した。格付には、金融システム全体における短資会社の重要性のほか、利益の安定性、財務の健全性を背景としたストレス耐性の高さなどを反映している。収益源の分散や、適切なコストコントロールとリスク管理態勢を維持することなどで一定の利益を確保し、財務の健全性を保っていくとみている。
- (2) 短資会社はコール市場において金融機関の資金過不足を調整する市場の結節点として重要な役割を果たしている。また、オープン市場における各商品の取引においても仲介機能を通じて存在感を発揮している。当社は無担保コール取引のシェアが高く、CP 引き受け、債券レポ取引なども含め短期金融市場における顧客基盤に広がりがある。
- (3) 収益の安定性は高い。各事業で一定の事業基盤を構築しており、短資 3 社のなかで収益の下方変動が抑制されている。資金運用・調達ニーズにきめ細かく対応し、債券レポ、CP などの取引を積み重ね、23/3 期、24/3 期と高水準の収益を確保した。マイナス金利が終了した 25/3 期においてもボラタイルな金利環境でさやを取る取引などの機会を捉え、収益の水準を維持した。インターバンク市場、オープン市場の各短期金融市場商品から収益をバランスよく確保している。グループ会社の管理の充実も進んでおり、利益水準が高まっている。
- (4) 総資産残高は巨額であるが、その大部分は期間が極めて短期で流動性が高く、安全性も高い国債などの資産、あるいは現金や国債等良質の担保付の資産であり、資産の質は健全である。純資産は 25 年 3 月末で 1,208 億円と、損益の下振れは十分吸収できる水準にある。CP 取引のポジション拡大もあって信用リスク管理や流動性管理が重要となるが、当社は適切にリスクをコントロールしている。他社に比べリスクテイクには慎重であり、資本対比のリスク量は抑制されている。

（担当）坂井 英和・志村 直樹

■ 格付対象

発行体：セントラル短資株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

対象	格付
短期発行体格付	J-1

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2025 年 7 月 10 日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：宮尾 知浩
主任格付アナリスト：坂井 英和
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014 年 1 月 6 日) として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024 年 10 月 1 日) として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) セントラル短資株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル